

○工事概要等報告書

事業番号	多文ス工第2号
事業名	星ヶ台競技場第2種公認継続改修工事
事業場所	多治見市星ヶ台3丁目19番地
事業概要	＜施設改修工事＞ 1. 競技規則改正に伴う走路(トラック及び跳躍走路)の全面ウレタン舗装オーバーレイ ウレタン舗装トップコート吹付け、A・Bゾーン、インフィールド、アウトフィールドウレタン 舗装オーバーレイ、ウレタン舗装トップコート吹付け。 2. 砂場廻りコンクリート新設舗装、水濠改修、砲丸落下域整備、内圏縁石一部新設・調 整、円盤投げ、砲丸投げサークル補修等。
競争入札に 参加する者に 必要な資格	競争入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。 (1)平成28年度多治見市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されて いる者で、この公告の日(以下「公告日」という。)から1年前の日までのいずれの日におい ても多治見市指名停止措置要領(平成2年公示第45号)の規定に基づく指名停止期間が ないこと。 なお、公告日から入札日までに指名停止を受けた場合は、この入札の参加資格を失う ものとする。 (2)多治見市競争入札参加資格審査要綱(平成元年告示第91号。以下「審査要綱」とい う。)第6条第2項の規定により、岐阜県内及び愛知県内に本店あるいは入札及び契約締 結に関する会社代表者からの委任を受けた者を置いている支店若しくは営業所等(以 下、「支店等」という。)として名簿に登録されていること。 (3)建築基準法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定に基づく公告日現在最新の 経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合数値が次のとおりであること。 ①多治見市内に本店若しくは支店等として名簿に登録されている者は750点以上である こと。 ②多治見市外に本店若しくは支店等として名簿に登録されている者は870点以上である こと。 (4)平成17年度以降(完成し、引き渡しが進んでいるもの)に、国、地方公共団体又は特 殊法人が発注した(公財)日本陸上競技連盟の第1種及び第2種、第3種のいずれかの公 認陸上競技場における、フルウレタン舗装の切削オーバーレイ工事を元請として施工し た実績を有すること。 (5)この工事に対応する技術者を主任技術者として施工現場に配置できること。